

第4回認定特区（新規認定）分野別

番号	都道府県名	申請主体名（地方公共団体名）	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特定事業の番号	規制の特例措置
1 教育関連							
1	宮城県	角田市	小学校英語教育推進特区	角田市の全域	角田市では、交流活動を通して歴史文化、自然環境、生産資源など広く内外に情報発信し、世界に開かれた地域社会の形成や国際感覚にあふれた都市の姿を国際的な感覚で考え、そこで活躍できる人材の育成を図ることを重要な取り組みと位置づけている。その実現のために、小学校に「英語活動科」を設置し、小学校1年生から6年生まで「英語によるコミュニケーション能力の育成」を図るため、年間35時間の授業を行う。関連事業として、中学校において「選択教科等に充てる授業時数」を活用して、小・中学校一貫の英語教育を行う。	802	特区研究開発学校の設置（教育課程の弾力化）
2	秋田県	秋田県	スペース・イオ学習特区	秋田県の全域	平成17年4月に開設する教育・福祉複合ビルの中に、「ひきこもり」やその傾向にある児童生徒の心の寄りどころとなる場所として「スペース・イオ」を設置する。そこに専門指導員や臨床心理士等を配置し、相談・指導に当たる。「スペース・イオ」での対面指導や、訪問指導及びIT等を活用した学習活動等の内容について、所属校と連携し特区の特例を活用してこれらの活動を生徒指導要録上出席扱いとする。	805	・IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会の拡大
3	福島県	郡山市	郡山市小中学校英語教育特区	郡山市の全域	本市では、21世紀を担う国際化に対応した人材を育成するために「国際化推進人材育成事業」や「小中一貫教育」に取り組んでいるが、特区の特例により、中学校に単独で英語指導ができる外国人講師を市単独で採用し、中学校における実践的英語活用能力や国際感覚を身につけた人材の育成に取り組むとともに、小学校においても英語を教科として位置づけ、小学校から中学校まで9年間を見通した系統性・継続性のある小中一貫や小中の連携による英語教育の充実を図る。	802 810	特区研究開発学校の設置（教育課程の弾力化） ・市町村負担教職員任用の容認
4	茨城県	水戸市	水戸市幼・小・中英会話教育特区	水戸市の全域	規制の特例措置の利用により、小学校に「英会話の時間」を新設し、発達段階に応じた系統的な英会話教育を行う。また、幼稚園では、遊びの中で英語に触れる体験的な活動を行い、中学校でも英会話に重点を置いた活動の充実を図る。中学校卒業時には、簡単な日常英会話ができる程度の英会話力を身につけ、国際社会に対応できる時代を担う人材を育成することを目指す。現在、「世界で広く通用している英語による実践的コミュニケーション能力の育成を図ることで、国際交流事業の拡大や国際会議の開催等社会的経済的な活性化も期待できる。	802	特区研究開発学校の設置（教育課程の弾力化）
5	茨城県	高萩市	高萩市教育特区	高萩市の全域	高萩市は、通信単位制高等学校（広域制）を活用して、地域の不登校生徒等のニーズに応えるとともに、全国各地より集まる生徒と市民との交流により、教育分野での地域の活性化を図る。多くの生徒が高萩の地を訪れ、自然とのふれあい・農林業等の専門家から学ぶ体験学習やボランティア活動を取り入れた学習カリキュラムは、市民の体験授業指導による生きがいや生涯学習の機会が創出され、人材交流を通じて市民の活力を高める。また、子供たちに癒しとボランティア精神を形成するための機会を提供し、自己実現と社会参加の可能性を与え、社会貢献につなげる。	804 816 820(801-2)	高等学校等における校外学習の認定単位数の拡大 ・学校設置会社による学校設置 ・校地・校舎の自己所有を要しない ・小学校等設置
6	群馬県	太田市	定住化に向けた外国人児童・生徒の教育特区	太田市の全域	指定した学校に外国人の子どもたちを集中させ、習熟度に応じた日本語指導教室を実施する。その習熟度を小・中学校一貫で3段階に分け、独自のカリキュラムによる日本語と教科指導を行なう。また、市費負担のバイリンガルの教員を採用し、日本語と母国語とのバイリンガルでの日本語及び教科指導を行なうことにより、外国人の子どもたちの日本語の習熟度と主要教科の理解度を向上させる。また、就学前の外国人の子どもたちや、途次来日者で日本語が解らない子どもたちを対象にプレスクール（塾形式）を開設し、就学時における言葉の障害を軽減し、定住化に向けた日本語学習の環境をつくる。	808 809 810	特別免許授与手続きの簡素化・迅速化 ・市町村負担教職員任用の容認

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特定事業の番号	規制の特例措置
7	埼玉県	志木市	ハタザクラブラン教育特区	志木市の全域	小学校1,2年生で実施してきた25人程度学級編制の検証結果を下に、小学校における発達段階を考慮した少人数学級編制の充実を図る。きめ細やかな指導を行い、秩序と落ち着きのある学校生活を実現するとともに、一人ひとりの児童に優しい心と確かな学習力をしっかり身につけさせるなど、明日の志木市を担う人づくりを推進する。学級増にともなって新たに必要とする教職員は、市町村負担教職員任用事業(特定事業810)により任用した教職員とすることで、国・県での新たな財政支出につながらないようにする。	810	市町村負担教職員任用の容認
8	東京都	新宿区	専門職育成特区	東京都新宿区の全域	株式会社が専門性を重視した大学を設置することを認め、実社会で即戦力となる人材の育成をすることにより高い専門性をもった人材を地域に輩出できる。また、株式会社立の学校が地元企業や大学等と連携し、企業経営の改革による既存産業の強化と新産業の創出を促すことにより、地域社会・経済の活性化を図る。	816 821(801-1)	学校設置会社による学校設置 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置
9	神奈川県	藤野町	藤野 教育芸術』特区	神奈川県津久井郡藤野町の全域	藤野町は、芸術による町おこしを推進している。本計画は、欧米でも評価の高い芸術的手法による教育活動(シュタイナー教育)を長年実践するNPO法人を誘致し、日本初の学校法人化による学校を設置を行う。校地校舎の自己所有を要しない学校設置の容認、特区研究開発校制度』を利用し、廃校となる小学校で、芸術性あふれた特色あるカリキュラムの小中一貫校を目指す。これにより、我が国最先端の多様な教育環境の提供、住民の選択肢の多様化、芸術の担い手の育成、更に地域の芸術活動や経済の活性化を図る。	802 820(801-2)	特区研究開発学校の設置(教育課程の弾力化) 校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置
10	神奈川県	藤野町	ノーマライゼーションを目指す町に『心の教育・トータルケアの場』をLD・ADHD児に保障する藤野町特区	神奈川県津久井郡藤野町の全域	LD(学習障害)・ADHD(注意欠陥多動性障害)等による不登校児を対象として、個々のニーズ・特性・状況に応じた個別指導計画作成、学級編成による支援を行うための日本初の学校法人を設立する。教育課程を弾力的に運用し、個別指導・小集団指導や社会性訓練を大幅に導入する。LD・ADHD等の教育支援に重要な『心の教育』『トータルケア』に重点を置き、教育・心理・医療・福祉の専門家の参加のもと、小中高一貫校による我が国最先端の長期の個別支援体制を実現する。	820(801-2) 803(818)	校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置 不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程の弾力化
11	石川県	金沢市	『世界都市金沢』小中一貫英語教育特区	金沢市の全域	金沢のあるべき将来像を定めた『金沢世界都市構想』の理念に基づき、『世界都市金沢』の人材を創生するため、既に平成8年から小学校において英語活動を導入し、平成14年からは、小学校第3学年以上の『総合的な学習の時間』に国際理解教育として小学校英語を週1時間実施してきた。これらを踏まえ、小学校で培ってきた力をさらに中学校へつなげ、児童生徒が豊かなコミュニケーション能力を身に付け、金沢の文化を伝えることができるよう、小学校に英語科を設け、より高い英語力を習得した人材の創生を推進する。	802 819	特区研究開発学校の設置(教育課程の弾力化) 特区研究開発学校における教科書の早期給与
12	石川県	美川町	美川サイバータウン教育特区	石川県石川郡美川町の全域	恵まれた情報通信環境を使って、株式会社による通信制高校を設立し、不登校などの特別な教育を必要とする生徒へ、インターネットを活用した通信教育やスクーリングによる体験学習を行うことにより、不登校等のない教育・社会環境づくりを目指すとともに、遠隔教育を活用した地域の活性化を図る。	802 816 820(801-2)	特区研究開発学校の設置(教育課程の弾力化) 学校設置会社による学校設置 校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置
13	長野県	下諏訪町	英語教育推進特区	長野県諏訪郡下諏訪町の全域	下諏訪町は、昭和59年より英語を中心とする国際理解教育、英語教育の推進を図るため、町単独で中学校にALTを採用し20年目を迎えた。国際社会の共通語として『英語』が中心となっていることから『英語が話せ使える日本人』を目指して、小学校1年から6年に英語科を設置し、特色ある授業カリキュラムを取り入れ児童の発達段階に応じた活動内容を組み合わせ授業を形成しする。また、全校にALTを派遣し学級担任とのチーム・ティーチングによる指導と柔軟な教育課程を編成し、生きた英語の習得と早期から国際感覚とコミュニケーション能力を養い、個性的で表現力豊かな人材の育成を図る。	802	特区研究開発学校の設置(教育課程の弾力化)

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特定事業の番号	規制の特例措置
14	愛知県	愛知県	あいち 知と技の探究教育特区	愛知県の全域	本県が「モノづくり県」として、その優れた技術力により発展してきたことを踏まえ、特区内の高等学校生徒の中で、理科・数学や情報科学、モノづくりの技術・技能等の特定の分野において、特に優れた資質をもつ生徒を対象に、学校の枠を超えた特別コースとして「知の探究コース」及び「技の探究コース」を編成し、その能力に応じた学習指導を行う。対象生徒については、通常の授業日(週の1日)に大学又は企業において比較的高度な教育課程を実施し、その成果等を学校外の学修として単位認定する。	804	高等学校等における校外学習の認定単位数の拡大
15	三重県	阿児町	伊勢志摩インターネット高校特区	三重県志摩郡阿児町の全域	恵まれた情報通信ネットワーク資源を生かして株式会社による通信制高校を設立することにより、地域の不登校の生徒や高校を中途退学したがもう一度勉強したいという人などの受け皿となるとともに、豊富な自然やスポーツに適した環境を生かした教育を実施し、自然とスポーツを加えた情報通信ネットワークの町、阿児町を全国にアピールしていく。	802 816 820(801-2)	特区研究開発学校の設置 (教育課程の弾力化) 学校設置会社による学校設置 校地・校舎の自己所有を要しない 小学校等設置
16	京都府	京都市	京都市小中一貫教育特区	京都市の全域	小学校と中学校の9年間を接続し、児童生徒の精神的・身体的な発達段階の特性を考慮して、前期教育(小1～小4)・中期教育(小5～中1)・後期教育(中2～中3)の3段階に分け、計画的・系統的な教育を行い、児童生徒個々の持つ能力や適正を十分引き出していけるよう指導を行い、子どもたちに確かな学力と豊かな心・健康な体を育む教育を推進する。	802	特区研究開発学校の設置 (教育課程の弾力化)
17	大阪府	池田市	教育のまち池田特区	池田市の全域	英語教育・国際理解教育や科学教育・情報教育等を推進するため、一部学習指導要領によらない幼稚園から中学校までの一貫した教育や、市独自の教員の採用による小学校低学年における少人数学級編制を通じた細やかな指導を実施し、国際性や創造力豊かな人材を育成するとともに、継続した学習指導や生徒指導により、校種間の段差やいじめ・不登校等の教育課題の解決を図り、「小さくとも世界に誇れる池田」を創造する。	802 810	特区研究開発学校の設置 (教育課程の弾力化) 市町村負担教職員任用の容認
18	兵庫県	尼崎市	尼崎計算教育特区	尼崎市の全域	小学校の教育課程に新たに「計算科」を位置付け、ソロバンによる教育を実施し、計算の基礎的な知識と技能の習得」「日常生活等で計算を活用しようとする態度の育成」を図る。また、低学年から「計算科」を導入し、集中した指導、継続した指導の2つの形態の指導を行うことにより、効率的・効果的な計算(ソロバン)能力の習得を図る。	802	特区研究開発学校の設置 (教育課程の弾力化)
19	奈良県	奈良市	世界遺産に学び、ともに歩むまち—なら—小中一貫教育特区	奈良市の全域	小中一貫教育校を設置し、9年間の一貫したカリキュラムを4・3・2年のまとまりで編成・実施する。また、9年間の英会話科、7年間の情報科の設置及び5年間の郷土「なら」科において、国際文化観光都市「奈良市」の担い手となる人材の育成をめざす。さらに、第3～9学年について、年間35時間の授業時数の上乗せを行ない、現在の小学校第5・6学年、中学校第1～3学年の算数科・数学科、理科、外国語科の教育課程を再編し、中期課程の第5学年から中学校の教科書を使用する。その他、個に応じた指導や体験的な学習の充実のために外部人材、外部施設の活用を図る。	802 819	特区研究開発学校の設置 (教育課程の弾力化) 特区研究開発学校における教科書の早期給与
20	奈良県	生駒市	情報教育推進特区	生駒市の全域	国際化、情報化が進展する社会にあって、英語と共にコンピュータの運用能力を身につけることが児童生徒の将来をより良いものとしていく上で重要である。これまで情報教育を推進してきた実績を生かし、小学校1年生～6年生で「情報科」を、中学校では選択「情報」を学習することで、小学生段階から系統的な教育課程による情報活用能力の育成を図る。そのため、構造改革特別区域研究開発学校設置事業(特定事業番号802)を活用し、全ての小学校に「情報科」を設置する。	802	特区研究開発学校の設置 (教育課程の弾力化)

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特 定事業の 番号	規制の特例措置
21	岡山県	岡山県	おかやまスペシャリスト育成教育特区	岡山県の全域	高等学校において、生徒が希望する場合、学校外の専門家(伝統工芸、精密機械加工、宮大工、高付加価値農業など)のもとで長期間にわたる指導を受けることができるよう、長期間のインターンシップを単位認定できる特例措置を講ずる。もって、生徒の多様な個性・能力の伸長と進路選択幅の拡大、明確な目的意識や高度に専門的な技能を持つ物づくりのスペシャリストの育成を図る。	804	高等学校等における校外学修の認定単位数の拡大
22	愛媛県	松山市	松山市キャリア人材育成特区	松山市の全域	株式会社が実学のニーズに応える大学の設置主体となることを認め、高度なキャリア教育を実現することにより、地域における高い専門性をもった人材を育成し、地元企業との連携の充実、雇用や消費の拡大など、地域社会・経済の活性化を図る。また、大学進学を希望する受験生にとっては、地元での高等教育の選択肢が増えると共に、既存校に対しても適度な競争関係が生まれる。これらに加え、校地・校舎の自己所有を要しない大学設置の特例を活用し、中心市街地に学校を開校することで空洞化現象の歯止めと共に中心市街地の一層の活性化を図る。	816 821 (801 - 1)	学校設置会社による学校設置 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置
23	鹿児島県	鹿屋市	かのやすくすく特区	鹿屋市の全域	鹿屋市が平成15年度から導入した小学校少人数指導支援事業(非常勤講師配置)の成果を活かして、小学校低学年を対象に市費負担の常勤講師を配置し、小人数学級を編成する。配置校は、県の実施する少人数支援事業に該当せず、小学校1、2年生時に1学級が35人以上となる鹿屋市立小学校であり、配置の講師は学級担任の業務に携わる。学習、生活集団の少人数化によって、小学校低学年の早い時期に個に応じたきめ細かな指導の充実を図り、基礎学力の確実な定着、基本的な生活習慣や学習習慣の育成等を目指す。	810	市町村負担教職員任用の容認
24	沖縄県	浦添市	浦添市英語教育特区	浦添市の全域	国際化時代に必要なコミュニケーション能力を育むため、市内全小学校へ「英語科」を設置する。具体的には、1学年から音声重視した英語の授業を週1～2時間導入し、英語並びに異文化への興味関心を高めていく。また、市採用の英語指導助手を各小学校に配置し、英語指導の中核として、学級担任と共にカリキュラムの作成や効果的な指導方法を研究する。さらに、浦添市英語教育推進委員会を設置し、小中連携した系統的な英語教育のあり方、課題等を研究し、小中学校の英語授業の指導工夫を図っていく。	802	特区研究開発学校の設置(教育課程の弾力化)
2 幼保連携・一体化推進関連							
25	北海道	富良野市	富良野市幼児教育特区	富良野市の全域	富良野市においては、核家族化の進行や女性の子育てと仕事の両立の困難さ、精神的肉体的負担等の影響により少子化が進み、家族や地域の教育力が低下している。市内には、私立幼稚園が4園あり、幼児教育の充実を望む声が多くあるが、満3歳になれば入園できない状況にある。このため、幼稚園で3歳未満児を受け入れ、幼児の社会性や自立性を養うと共に、女性の社会参加を促し、地域の活性化を図る。	806	三歳未満児の幼稚園入園の容認
26	岩手県	花巻市	花巻市内幼稚園早期入園特区	花巻市の全域	少子化による幼児数の減少や核家族化により、幼児の社会性を涵養することが難しくなっている。三歳未満児が年度当初から一緒に幼稚園に入園することにより、早い時期からの集団生活を通して、幼児の調和のとれた心身の発達を促す。また、保護者が子どもと共に学び合う「親と子の育ちの場」としての幼稚園の役割や機能の充実を図るとともに、ゆとりある子育てを可能とし、子育てを行う保護者の地域活動などの社会参加を促して、地域の活性化を図る。	806	三歳未満児の幼稚園入園の容認
27	宮城県	田尻町	たじり子育てスマイル特区	宮城県遠田郡田尻町の全域	少子化の進行により、子育て支援活動基本計画(子育てあんしんプラン)を策定し、安心して子どもを産み育てることができる町づくりを進めている。そこで、老朽化した2つの保育所と1つの幼稚園を統合した幼保合築施設の建設に着手した。そこでは、同年齢の幼児が保育所・幼稚園分け隔てなく合同活動することを基本としている。さらに、一貫した保育カリキュラムの作成、事務処理の効率化や保護者のニーズ等により、保育事務を教育委員会へ委任する。	807 914 916	幼稚園児と保育園児の合同活動 保育事務の教育委員会への委任

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特定事業の番号	規制の特例措置
28	茨城県	茨城県	いばらき幼児教育特区	土浦市,石岡市,下館市,結城市,龍ヶ崎市,下妻市,水海道市,北茨城市,取手市,岩井市,つくば市及び潮来市並びに東茨城郡柱町,西茨城郡友部町,岩間町及び岩瀬町,行方郡北浦町,稲敷郡美浦村及び阿見町,新治郡八郷町,結城郡八千代町,猿島郡三和町及び境町並びに北相馬郡藤代町及び利根町の全域	土浦市ほか24市町村の幼稚園のうち,保護者からの要望があり,かつ,受け入れ態勢が整っている幼稚園において,3歳未満児の入園を実施する。これにより,幼児の社会性を涵養するとともに,早期から子どもに教育を受けさせたいという保護者の要望に応え,幼稚園教育の充実・普及を図る。	806	三歳未満児の幼稚園入園の容認
29	石川県	小松市	小松っ子育て支援特区	小松市の全域	少子化、都市化、核家族化などによる兄弟姉妹や遊び相手の減少、地域や家庭の教育力の低下といった状況下において、児童の社会性の涵養を図る場として保育所・幼稚園の持つ役割が大きくなってきている。しかし、幼稚園の入園は3歳の誕生日が経過した日からの入園となり、3歳未満児の独立学級の設置や専任教諭の配置を困難にしている。そこで満3歳に達する年度当初からの入園を認めることにより、3歳未満児の入園が促進され、十分な集団生活を体験できることで、子どもたちの望ましい成長を促す。	806	三歳未満児の幼稚園入園の容認
30	福井県	福井県	ふくい幼稚園入園年齢緩和特区	福井市、敦賀市、武生市及び大野市の全域	少子化が進む一方で、女性の就業率、共働き世帯比率がともに日本有数である本県においては、より早い時期から子どもを幼稚園に通わせたいという保護者の要望や、社会進出を望む女性からの育児サポート体制の強化に対する要望が強くなっている。このため、3歳未満児の幼稚園入園を可能にすることにより、幼児教育の普及・拡大を図り幼児の成長や社会性の涵養を促すとともに、男女共同参画社会の実現を図る。	806	三歳未満児の幼稚園入園の容認
31	長野県	駒ヶ根市	駒ヶ根市子ども行政の一元化特区	駒ヶ根市の全域	少子化や核家族化が進行し、地域や家族での幼児教育が低下する状況下において、少子化対策、子育て支援及び家庭機能の充実の重要性が高まる中、本市における「子ども」に関わる施策が年齢や施設により窓口が分散するなど利用者にとって有効に機能していないなどの状況にある。このため特区の特例措置の適用を受け、管理体制機能を有した「子ども課」を教育委員会に設置することにより、利用者にとっての利便性の向上を図るとともに、子育て支援施策と教育行政が一体となって、「子ども」に関わる一貫した施策展開の実現を目指します。	916	保育事務の教育委員会への委任
32	三重県	明和町	明和町幼保一体的運営特区	三重県多気郡明和町の全域	当町では、幼稚園への就園率が低下する一方、共働世帯等の増加により短時間的な幼児教育や長期休暇のある幼稚園を避け保育所を希望する保護者が多く、仮設増設により保育所児を収容し待機幼児もあるなど、幼稚園児と保育所児の収容に著しい差が生じている。このため、幼稚園で幼稚園児と保育所児等の合同教育活動を行うことにより幼保の均一なサービスが可能となり、住民のニーズに応えるとともに、異年齢の交流活動・遊び等を通じ、幼児の社会性等の涵養を図る。これにより、家族が勤労や家族介護等に専念でき、住民の社会参画、経済活動への積極的進出が可能となり、経済産業の回復と少子化の抑制につなげる。	807	幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動
33	和歌山県	橋本市	幼保子育て特区	橋本市の区域の一部 (あやの台ニュータウン地区)	平成17年4月開園をめざしニュータウン地域に社会福祉法人・学校法人による幼保一体化施設を「幼稚園と保育所の施設の共有化等に関する指針(平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号)」に基づき新設準備を行っている。この施設では幼稚園と保育所の両長所を生かしながら、幼児を区別することなく合同活動事業・合同保育事業を行うものである。また、子育て支援拠点施設として機能させることで地域の交流が図られる。	807 914	幼稚園児と保育園児の合同活動

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特定事業の番号	規制の特例措置
34	和歌山県	白浜町	幼児園特区	和歌山県西牟婁郡白浜町の全域	幼稚園と保育所が一体となった「幼児園」に在籍する4歳児、5歳児を合同で保育することにより、集団の場を通して自立心、社会性の基礎を養い「健やかで心豊かな子どもの育成」めざすとともに、子育て支援室を中心としたボランティア活動の参加促進や高齢者との交流等を通して、多くの人が園児とふれあうことのできる「開かれた園づくり」に取り組む。	807 914	幼稚園児と保育園児の合同活動
35	島根県	益田市	益田市幼稚園早期入園による人づくり特区	益田市の全域	少子化による幼児の減少のため、幼稚園への入園による「集団生活を経験し、共同・自主・自立の精神の芽生えを養う」ことが困難になってきている。このため、集団生活の中から自立し、将来の益田市を担う子供を育ていくために、3歳未満児が年度当初から入園を可能とすることにより、益田市の主要施策のひとつである人づくりを推進する。	806	三歳未満児の幼稚園入園の容認
36	島根県	西郷町	西郷町幼稚園早期入園特区	島根県隠岐郡西郷町の全域	西郷町では、人口の減少・少子化・核家族化により、幼稚園の園児数が年々減少している。この結果、幼児が他の幼児と共に活動したり、異年齢集団等と関わる機会が減少しているため、幼児の社会性を涵養することが困難になっている。とりわけ途中入園する満3歳児は深刻であるため、幼稚園の早期入園により、幼児教育の充実を図るとともに、時間的余裕が生まれた保護者の社会参加と、地域の活性化を期待する。	806	三歳未満児の幼稚園入園の容認
37	宮崎県	延岡市	延岡市幼児教育特区	延岡市の全域	少子化や核家族化が進み家庭や地域の教育力の低下が懸念されるなか、この特例措置で早期の集団生活・集団教育の機会を拡充することにより、幼児の社会性の涵養や健全な心身の育成等につなげ幼児教育環境の充実を図る。また、私立幼稚園の経営基盤の安定化、保護者の社会参加の促進等につなげるなど地域の活性化も期待できる。	806	三歳未満児の幼稚園入園の容認
3 農業関連							
38	北海道	瀬棚町	有機酪農と有機農業の推進特区	北海道瀬棚郡瀬棚町の全域	瀬棚町は農業・漁業が主要産業であるが、特に農業では、自然豊かな中山間地域の特性を活かしながら、平成10年から有機農業の推進を町として積極的に取り組んできている。一方、農業の後継者不足、農地の遊休化が懸念される状況になっているため、特区制度を活用し、町が賃借した農地を株式会社に貸し付け、地元生産者と協力した有機農業による酪農・畑作複合経営をモデル的に実施することにより、町全体の有機農業を活性化させ、持続可能な循環型農業の構築を図る。	1001	農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認
39	北海道	赤井川村	赤井川村農村再生特区	北海道余市郡赤井川村の全域	赤井川村は地域を「魅力ある農業・農村地域」として発展させることを目標としている。そのための施策の一つとして、新規就農を希望する者の農地取得に係る初期投資の軽減を図るため、構造改革特別区域の指定を受け、農地取得後の農地の下限面積要件を30aに緩和し、農業に参入しやすい環境を整えることにより、農地の効率的活用と農地の保全管理が適切に行われるよう誘導する。	1006	農地取得後の農地の下限面積要件緩和
40	北海道	栗山町	NPO農地トラスト特区	北海道夕張郡栗山町の全域	本区域の農業の現状は、高齢化の進展と農家の減少が進み、将来的に農地を託す担い手が十分でなく、遊休農地の増大が懸念されている。このため町と農協で農業振興公社を設立し、併せて農地保有合理化法人の認定を受けて平成16年度から本格的に農地流動化対策を推進していく。この公社を介し、農地流動化面積を本地域農地の12%にあたる750haを目標として運営していく考えであり、本特区により特定非営利活動法人への農地の賃貸借を行うことにより遊休農地の防止と担い手育成を図る。	1001	農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認

番号	都道府県名	申請主体名(地方公共団体名)	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特定事業の番号	規制の特例措置
41	宮城県	花山村	自然まるごと共生特区	宮城県栗原郡花山村の全域	宮城県の最北端に位置した山村地域の花山村は、過疎化、農業の担い手の減少、高齢化が進行している。自然に恵まれ、観光資源も多く、風光明媚な村であり、最近では2戸の農家が農地を取得して移住している。その後も小規模な農地取得を希望する都市部からの移住希望者があるが、農地取得後の農地の下限面積が50アール以上との要件があり、折角移住したという希望があっても受け入れをできない状況でつた。このため、特区の特例を活用し、農業への新規参入を容易にする。	1006	農地取得後の農地の下限面積要件緩和
42	山形県	長井市	食の安全安心＝レインボープラン特区	長井市の全域	市内全域で特定事業への農地の貸付事業を行うよう規制の特例措置を講ずること、市民と農業者により構成されたNPOが農地を借用し、生産から提供・販売を消費者と一しょに携わり、安全安心な食料を生産する。この活動によって、農産物生産を始め、遊休農地の有効管理、食農教育やアグリセラービーの実践、新規農業者の研修の受け入れを図っていく。	1001	農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認
43	福島県	会津若松市	会津若松市新規就農支援特区	会津若松市の区域の一部	地域農業の担い手不足、農地の遊休化が進むなか、農地に関する権利の取得に関する下限面積要件を弾力化し、新規就農者の受け入れを促進すべく「会津若松市新規就農支援センター」による関係機関が丸となった新規就農者の受入体制を整備し、その確保を図る。	1006	農地取得後の農地の下限面積要件緩和
44	新潟県	小千谷市	おぢや農都共生特区	小千谷市の全域	地域活力の低下、特に農村部における高齢化、担い手不足、農産物の市場開放による所得の減少等による地域農業崩壊の危機に対処しつつ、循環持続型地域社会を構築していくために、耕作放棄地や遊休農地を、特区の特例によりNPO法人等が創意工夫を発揮して利活用する途を開き、農的暮らしや自給的生活＝グリーンライフの実現を願う多くの人々を農業・農村の新しい担い手として迎え入れ、農都共生方式による地域の再生を図る。	1001	農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認
45	新潟県	糸魚川市	翠の里産業共生特区	糸魚川市の全域	地域が抱えている担い手の高齢化と耕作放棄地の増加に対して、農業関係者だけではこうした課題の解決が困難なことから、法人が農業経営に参入することにより民間企業の活力を農業に生かし、担い手の確保と耕作放棄の防止を促進し、継続的な営農体制づくりを推進するとともに、市民農園の開設増加を通して、農林水産資源を活用した体験交流活動を促進し、食と農を通じた地域内の産業連携を推進することにより、中山間地域の活性化、地域の産業振興と雇用の確保及び農地の持つ多面的機能の増進を図る。	1001 1002	農地貸付方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 市民農園の開設者の範囲の拡大
46	富山県	上平村	上平村農地保全継続創造特区	富山県東礪波郡上平村の全域	高齢化等による農業労働力弱体化傾向に伴い、今後、耕作放棄地増大が懸念される等大きな課題を抱えている。こうした状況を打破するために農業公社を設立し、農作業受委託促進や耕作放棄地発生防止等の推進により、かけがえのない農地の保全に向け邁進している。農業公社が核となり牽引していくことを大前提としながら、農地権利取得後の下限面積要件弾力化の特例措置導入を通じて、意欲ある担い手の農地取得の活発化、都市住民の入村による新規就農の創出を図り、農業公社との二本柱による農業振興、村民活力向上及び農地保全を図る。	1006	農地取得後の農地の下限面積要件緩和
47	愛知県	愛知県、豊田市	農ライフ創生特区	豊田市の区域のうち農業振興地域	豊田市では、「増加が懸念される遊休農地を含む農地」という「土地資源」と数年前に急増する定年退職者を含む「農業志向の市民等の人的資源」を融合するシステムとして、16年度から農作物栽培研修、農業志向の市民等への農地・農家の仲介等を行う「仮」営農支援センター事業を始め。そのため、農地の権利取得に係る下限面積の引下げ、市民農園開設主体の拡大等の認定を受け、定年退職者の体力に見合った農地の仲介、農家ヘルパーの斡旋等、仕組みを整備し、遊休農地の解消と農地保全、高齢者の生きがい対策を推進する。	1002 1006	市民農園の開設者の範囲の拡大 農地取得後の農地の下限面積要件緩和

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特 定事業の 番号	規制の特例措置
48	三重県	阿児町	志摩自然学校特区	三重県志摩郡阿児町の全域	伊勢志摩国立公園の豊かな自然、歴史文化、地場産業を活かした自然学校を開設し、多様な自然体験プログラム、指導者の育成を図ることにより、自然環境の保護、集客交流に繋げていく。その一翼をNPO法人が担い、遊休農地の多様な利活用を通して、NPO法人の農業分野への活動領域の拡大を図り、農業参入へのモデル事例を目指す。また、地域住民と連携をする中で、より多くの人々が農業生産活動への参画をすることにより、農地、里山の保全、遊休農地の解消を目指す。	1001	農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認
49	兵庫県	大屋町	有機の里特区	兵庫県養父郡大屋町の全域	自然環境の保全、遊休農地、耕作放棄地の拡大を防ぐため、大屋町では有機の里構想を樹立し、住民すべてが農家であり消費者であるという考えのもと、有機農業の実践、地産地消のための体制づくりを進めている。有機農業の実践については、堆肥センターを核とした体制の確立、地産地消については、直売活動及び学校給食等への食材提供等体制を整えつつある。このため、農地取得後の農地の下限面積を特区制度により緩和することにより、小規模農家の規模拡大と非農家の農業参加を可能にする。	1006	農地取得後の農地の下限面積要件緩和
50	島根県	桜江町	桜江農業特区	島根県邑智郡桜江町の全域	本町の農業経営は現在2つの法人と個人営農で賄われているが、高齢化、担い手不足や近年の米価や野菜価格の下落等により農地の遊休化が進んでいる状況にあり、今後新たな担い手を創出していく必要がある。また、本町は建設関係企業が多、就業割合もかなり高い状況にあり、特例措置の適用により企業が農業に参入し企業の優れた経営感覚を活かし、企業の労働力を活用して農業経営を行って行くことにより、担い手の確保とあわせ農地の有効利用、耕作放棄地及び遊休農地の有効活用と共に地域の活性化につなげる。	1001	農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認
51	島根県	海士町	潮風農業特区	島根県隠岐郡海士町の全域	島の和牛がおいしいのは、ミネラル豊富な潮風が育てた牧草を食べて大きくなるから。海士町の農業の基幹は米と畜産であり、今も昔ながらの田園や放牧風景が残っているが、担い手不足により耕地の荒廃が進んでいる。一方、公共事業が減少し、建設会社は新たな事業展開を模索している。そこで、建設会社は農業を行う特定法人を立ち上げ、特区を活用し遊休農地等を利用した畜産事業、水稻、園芸栽培等に取り組むことを可能とし、雇用を創出するとともに、潮風の恵みを受けた農畜産物を生み出す島の農業と田舎の原風景を守る。	1001	農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認
52	岡山県	川上町	就農支援特区	岡山県川上郡川上町の全域	川上町は典型的な中山間地域であり、近年担い手の確保並びに農地の遊休地化が大きな問題となっている。その解決策のひとつとして平成14年度より、定年退職者を農業の新たな担い手として位置づけ、就農を支援する「定年退職者就農システム推進事業」に取り組んでおり、現在1名の就農者が決定している。今後より多くの新規就農者を確保するため、就農するにあたり大きな問題となっている現在の農地取得下限面積を特区にて緩和することにより、年間5名の新規就農者を確保し、遊休地の解消、地域の活性化を目指す。	1006	農地取得後の農地の下限面積要件緩和
53	山口県	豊田町	とよたアグリビジネス特区	山口県豊浦郡豊田町の全域	本町では、地域の基幹産業たる農業を振興するため「豊田町農業公園」を核とした施策を強力に進めてきたところだが、農業者の高齢化等により遊休農地・不作付け地の拡大傾向に歯止めがかからない。そこで、NPO法人や企業など多様な法人の農業への参入を容認するとともに、農地取得後の下限面積要件の緩和によるU・Iターン者などの就農の機会を広げることにより、これまで地域農業を支えてきた人々と、新たに農業に参入する者との協働による創意工夫に満ちたアグリビジネスの形成を図り、遊休農地ゼロをめざす。	1001 1002 1006	農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 ・市民農園の開設者の範囲の拡大 ・農地取得後の農地の下限面積要件緩和
54	高知県	大豊町	大豊町ゆとり農業推進特区	高知県長岡郡大豊町の全域	農業者の高齢化、農業の担い手不足により増加している遊休荒廃農地の解消及び農地の公益的機能を保全するため、農地の耕作・保全事業を行う法人自らが町内の遊休農地を活用し、有機無農薬栽培(合鴨米)、有機減農薬栽培による農業経営を行うとともに、農業経営に対する担い手の確保、遊休農地の有効活用を図ることで中山間地域の農地を維持していく。	1001	農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特定事業の番号	規制の特例措置
55	長崎県	長崎市	長崎いきいき農業特区	長崎市の区域のうち農業振興地域	長崎市の農業は大半が山沿いの傾斜地にあり、平坦地に比較し多くの労力と経費を必要とし、また、折角耕作しても鳥獣の被害にあうなど厳しい条件の下で営農している。このため農業従事者が減少し、耕作放棄地が増加するなど悪循環に陥っており、この打開策として、企業の参入や新規就農者の育成など新たな農業従事者の確保が重要な課題となっている。そこで、新規就農者が農地を権利取得しやすいうように下限面積の緩和措置を図るとともに、鳥獣の被害を抑えるために狩猟免許を有しない者の従事者容認を行うものである。	1001 1006 1303	・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 ・農地取得後の農地の下限面積要件緩和 ・有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者の容認
56	鹿児島県	大口市	山間農地安心安全作物生産振興特区	大口市の全域	九州山系の南西部に位置する南九州（大口市）の特性を活かし、山間遊休農地を活用して、地場産業のイモ焼酎の原料の生産を始め、高原野菜・ごま・そば等安心安全な作物を生産し、遊休農地の解消、安心安全な作物の生産拡大、消費者への提供、市民所得の向上を図る。農業生産法人以外の法人、特に公共事業の縮減により経営体質改善を迫られている建設業者等が建設業の作業が無い時期に農繁期を迎える作物を生産することによって、山間集落の活性化を推進する。初年度の目標は、農地1haでサツマイモ換算で約26t、5年後は、50ha、サツマイモ換算で1,500t、90人の雇用の創設を目標とする。	1001	・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認
57	鹿児島県	西之表市	さつまいも地域資源再生特区	西之表市の区域の一部（中割地域）	遊休農地、耕作放棄地を再生（復元するため、地域内外の資本に呼びかけ、地域特産品である「さつまいも」を中心にした関連事業の導入を図りながら、産業間連携による「産地づくり」、「働き場づくり」を確立し、島の宝を生かした産業の再生を図ることで、本市長期振興計画の理念「種をあかせば、島は小さな地球、ルネッサンス西之表」を実現させる。	1001	・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認
4 都市農村交流関連							
58	北海道	長沼町	長沼町グリーン・ツーリズム特区	北海道夕張郡長沼町の全域	本町はスケールメリットを活かした土地利用型農業を展開してきたが、近年の農産物価格の低迷や農業者の高齢化等により農家経済は急速に活力を失いつつある。農業を主軸とした地域振興を図るためには、道央圏の都市近郊に位置する地理的優位性を最大限に活かした農産物の直販や農家民宿等のグリーン・ツーリズムを推進することが必要不可欠である。このため、特区制度も活用し、安全・安心で多様な農産物を迅速に大消費地に提供し、食育を含めた都市との共生・対流を積極的に推進する。	407	・農家民宿における簡易な消防設備等の容認
59	岩手県	江刺市	人の和の花咲く特区	江刺市の全域	江刺市では、都市の消費者に農業や農村、農産物への理解を高めてもらうため、農作業や農村体験及び農産物加工など、多くの体験メニューを用意し、通過型交流から農家に宿泊する「滞在型交流」への移行を推進している。このため、特区制度を活用し農家民宿の設置を容易にし、地域住民や農地所有者が指導者として体験者（都市の消費者）と交流する機会を増加させ、これにより担い手農家の育成と地域の活性化につなげていく。	407	・農家民宿における簡易な消防設備等の容認
60	岩手県	雫石町	しずいし元気な農業・農村いきいき特区	岩手県岩手郡雫石町の全域	農家人口の減少や高齢化の進行、減反強化による所得の減少や農地の荒廃などにより、農業・農村の活力が低下している現状において、特区の特例を適用し、地域の特性を活かし、地域住民が自らの知恵と工夫のもと、主体的に都市と農村の共生・対流を進め、食文化の復活による特徴的なアグリビジネスの展開を誘発しながら、起業化活動の拡大による地産地消を推進する。さらに、新規就農等の新たな担い手の確保により、耕作放棄地を解消することにより農業生産活動を活性化させ、いきいきとした元気な農業・農村の実現を図る。	407 707 1002 1006	・農家民宿における簡易な消防設備等の容認 ・農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和 ・市民農園の開設者の範囲の拡大 ・農地取得後の農地の下限面積要件緩和
61	山形県	飯豊町	東洋のアルカディア郷再生特区	山形県西置賜郡飯豊町の全域	共生と自立、そして新たな躍動を基本理念に田園の息吹が暮らしを豊かにするまちを将来像に、水や緑などの自然資源、人々が生きの中で培ってきた散居集落を含めた農山村景観や歴史・文化、暮らしの知恵などを活かしたまちづくりを進めている。基幹産業を農業としながらも、観光と融和した新たな農業へと転換することが不可欠である。グリーン・ツーリズムは田舎を求める都市との交流人口増に期待がもて、地域の特色である冬の雪といづくの郷土料理などで、心をこめておもてなしする体験交流等の取り組みをとおして、新たな起業化の促進と、活力ある農村地域の再生を目指す。	707 1001	・農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和 ・農地貸付方式による株式会社等の農業経営への参入の容認

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特定事業の番号	規制の特例措置
62	茨城県	北茨城市	北茨城市農山漁村交流促進特区	北茨城市の全域	北茨城市の持つ多様な資源である海と山の豊かな自然資源や歴史・文化などの観光資源、さらには第1次産業の農林水産資源を活用して、グリーン・ツーリズムとブルー・ツーリズムを一体化した総合的なツーリズムを展開することにより、都市と農村・漁村との交流の拡大を図る交流促進都市の形成と、新たな産業の創造を図る。このため、農家・漁家における宿泊を可能とすることにより、田植えや稲刈り、漁業収穫などの農林漁業体験をはじめ、濁酒の製造・提供などによる都市住民との交流、地域の活性化に結びつけるものである。	407 707	・農家民宿における簡易な消防設備等の容認 ・農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和
63	新潟県	山北町	魅力ある山北町再生特区	新潟県岩船郡山北町の全域	山北町は「定住と生きがいのある町づくり」を目標に町づくりを推進してきた。最近では都市住民の自然回帰思考の高まりと体験型観光がマッチし田舎を訪れる滞在型交流が増加傾向にある。このような中で、農家民宿を活用し都市住民と地元住民の交流を図る場合に、「おもてなし」として「濁酒」を振る舞うことは地域の経済は勿論のこと地域の活性化に大いに貢献する。また、交流人口の増加は地元住民に知恵と工夫によりやる気を起こさせ、農林水産物の地産地消を促し、ふるさとの魅力を再認識することで、地域全体の活性化を図る。	707	・農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和
64	福井県	福井県	福井型エコグリーンツーリズム推進特区	福井県今立郡今立町及び遠敷郡上中町の全域	福井県では、農山漁村地域の雇用を創出し地域産品の消費拡大を図るとともに、地域住民の誇りや意識を高めるため、県内各地域において地域固有の魅力ある資源を活かした「福井型エコグリーンツーリズム」を推進することとしている。このため、農家民宿における簡易な消防用設備要件の緩和や農業生産法人等による市民農園開設を可能にすることにより、各地域が食、自然、歴史・文化等を組み合わせた体験プログラムを実施し、都市住民との交流をさらに深め、農業に対する理解の促進と地域の活性化を図る。	407 1002	・農家民宿における簡易な消防設備等の容認 ・市民農園の開設者の範囲の拡大
65	長野県	中野市	信州中野ふるさと交流特区	中野市の全域	近年、食や農への関心が高まり、消費者が安心安全な農産物を求めている中で、農業生産と農村生活体験を通じて交流を行うことは、心の豊かさや自然を親しむ癒しへのニーズを満たすものである。農家民宿や市民農園で、農業農村体験やおいしい農産物を味わうこと、また自ら野菜を栽培することで、エノキ茸や巨峰ぶどうなど果樹で全国有数の園芸産地である本市の農産物と農業農村への理解がより深まると期待でき、信州中野をふるさととするファンを増やし、農産物の消費拡大や遊休農地の有効活用につなげ、農業振興及び地域活性化を図る。	407 1002	・農家民宿における簡易な消防設備等の容認 ・市民農園の開設者の範囲の拡大
66	岐阜県	荘川村	荘川村ふるさと再生特区	岐阜県大野郡荘川村の全域	東海北陸自動車道の整備は大都市圏からの時間距離を短縮し観光客の増加に寄与しているが、逆に北陸圏域など広域的な旅行行程が組まれる傾向が発生しつつあり、荘川村での滞在時間の減少が大きな課題となっている。農林業を中心とする山村地域である当村が、現存する地域資源・自然環境を今一度再確認し、地域住民と協調しながら、参加・体験型機能の創出と提供策を構築し、交流人口の増加を図り、単泊型・通過型観光から滞在・滞留型観光地へ脱却し、自から生産した農産物を都市住民に提供し、零細な農家民宿等の経営を安定させたい。	707	・農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和
67	徳島県	上勝町	上勝町まるごとエコツー特区	徳島県勝浦郡上勝町の全域	上勝町は風光明媚な町であるが、厳しい自然条件から極端な過疎化が続いており、基幹産業である農林業の不振を克服し、若者定住を進めたい。手段として、農林地管理基金を立上げて就業者の育成確保を進めているが、さらに全国でも有名な環境政策を地域資源としてエコツーリズムを確立し、観光を地域産業における柱として育てることにより、更なる町の活性化につなげたい。	407 707 1002	・農家民宿における簡易な消防設備等の容認 ・農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和 ・市民農園の開設者の範囲の拡大
5 環境・新エネルギー関連							
68	宮城県	仙台市	杜の都新エネルギー創造活用特区	仙台市の全域	「杜の都」の環境を守るため「脱スパイクタイヤ運動」を市民総ぐるみで展開し粉じん公害の撲滅を全国へ広めた実績を生かし、次は地球温暖化の防止とエネルギー資源の有効活用に取り組む。大口エネルギー需要者が集中する地区において、天然ガスを利用したコージェネレーション、太陽光発電、水素エネルギー貯蔵システム等を組合せ、共同による高効率なエネルギー供給システムの開発・運用モデル事業を実施し、次世代のエネルギー利用システムの構築を図り、「環境先進都市・杜の都仙台」の実現と地球環境の保全を目指す。	1103 (122)	・電力の特定供給事業の許可対象の拡大

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特定事業の番号	規制の特例措置
69	長崎県	小浜町	小浜総合自然エネルギー特区	長崎県南高来郡小浜町の全域	地域の資源である未利用の温泉水を用い、環境適応型バイナリー発電事業と熱水多角的利用事業を促進する。これは低迷する温泉事業地域で発展が見込まれる未成熟産業であり、産学官連携により事業化を図る。将来的には自然エネルギー利用技術の集積地を目指す。小浜町では、地域活性化事業育成計画が立案され、次の研究事業が予定されている。産学技術実用化開発の補助金による小規模バイナリー発電実証試験(H15～17)。国の「地熱開発促進調査」制度適用(H16～17)とその成果で本格的な環境適応型地熱発電事業を行う。	1103 (1122)	電力の特定供給事業の許可対象の拡大
6 産業活性・産学連携・国際交流							
70	北海道	猿払村	オホーツク海さるふつ外国人研修生受入れ特区	北海道宗谷郡猿払村の全域	猿払村は、ホタテを中心とした水産加工が村の主たる産業であり、古くからの製造技術伝統を守りながら、新たな技術を導入し、世界的に見ても高い水準の水産加工技術に達している。外国人研修生受入れの特例を活用することにより地元企業の持つ高い技術を多くの研修生が習得し、派遣国において活用することにより、発展途上国の人材育成及び国際貢献の実現を推進するとともに地域相互の国際交流と地域の活性化を図る。	506	外国人研修生受入れ促進
71	青森県	青森市	青森企業立地促進特区	青森市の区域の一部 (青森中核工業団地)	本県の行政、経済、産業等の中心的役割を担っている青森市に工業集積の拠点として整備した青森中核工業団地において、多様化する企業の進出形態に対応し、進出の際の初期投資を軽減させる規制緩和 (賃貸制度の導入) を行い、先端技術産業や高付加価値型産業等の集積を積極的に推進し、工業集積の拠点づくりを通じて地域経済の活性化を図る。	403	土地開発公社造成地の賃貸の容認
72	新潟県	上越市	広域拠点企業立地促進特区	上越市の全域	上越市は、日本海側及び北陸地方のほぼ中央に位置し、交通網の結節点に位置するため、立地を希望する企業が多数あるものの、長引く不況や地価の下落のため、借地により用地を確保しようという企業が増えている。土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業を行うことにより、上越市の優位性を活かした企業の立地が促進され、地域経済の活性化が図られるとともに、上越市の健全な発展と秩序ある経済基盤整備に寄与することになる。	403	土地開発公社造成地の賃貸の容認
73	滋賀県	滋賀県大津市草津市	琵琶湖南部エリア大学発新産業創出特区	大津市及び草津市の区域の一部 (瀬田地区及び野路地区)	滋賀医科大学、龍谷大学、立命館大学の持つ「知」の資源の活用を図るため、3大学がポテンシャルを有する環境分野、健康・福祉・医療・バイオ分野、IT分野、ナノテクノロジー分野の4分野を中心に、構造改革特区制度を効果的に活用し、海外の大学、研究機関等から優れた外国人研究者を招聘して、当該区域における研究活動や内外の研究者による研究交流を促進し、大学発ベンチャー、第二創業等による新産業創出を目指す。	501 502 503 504	外国人研究者受入れ促進 外国人の入国、在留申請の優先処理
74	広島県	沼隈町	みるくの里スローライフ特区	広島県沼隈郡沼隈町の全域	沼隈町において設置される「漢方研究センター」に外国人研究者を招聘し、産学連携による漢方研究とその関連分野の研究を拡大することにより、研究の集積と研究成果を活用した新たな視点からの健康維持・増進産業の創出による雇用の拡大と地域経済の活性化を図る。地域の進める福祉諸施策との融合により、地域住民の健康維持・増進に対する意識を喚起し、「スローライフ」の実現を目指す。	501,502, 503 504	外国人研究者受入れ促進 外国人の入国、在留申請の優先処理
75	熊本県	水俣市	水俣環境・リサイクル産業特区	水俣市の全域	本計画を活用し、広域生活圏の廃棄物を再資源化する形で、南九州における環境リサイクル産業の拠点化を目指すものであり、「土地開発公社所有の工業団地の賃借事業」による規制緩和で、環境・リサイクル企業の立地を推進する。このことにより、当該地域内の環境リサイクル企業やそれに関連する既存企業の活性化を図り、新たな雇用の場を開拓するものである。	403	土地開発公社造成地の賃貸の容認

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特定事業の番号	規制の特例措置
76	広島県	広島県	広島国際物流 交流特区	広島市及び廿日市市並びに広島県安芸郡海田町及び坂町の全域	広島港は全国第19位の貿易額を誇り、中国・四国地方の中核国際港湾としての役割が期待されている。また、その背後地には、全国有数の製造業の集積を誇っている。この広島港について、港湾使用コストの低減などの利便性の向上を図り、使いやすい港づくりを進めることにより、地域産業の国際競争力の強化や企業立地を推進する。	701	臨時開庁手数料の軽減
8 生活福祉関連							
77	北海道	小樽市	福祉のまちづくり推進特区	小樽市の全域	重度心身障害児施設の給食を外部委託することは経済的效果が大きく、バリエーション豊富なメニューが提供できるだけでなく、差益を利用して福祉職員の質・量を充実することが可能となり、ひいては地域医療の充実や入所者サービスの向上、地域の雇用促進に寄与する。	909 (917)	肢体不自由児施設等における調理業務の外部委託の容認
78	北海道	仁木町	児童福祉施設調理特区	北海道余市郡仁木町の区域の一部 (銀山地区)	児童養護施設の給食を食材の知識や調理に関して経験豊富な民間調理業者に委託することにより、給食の質の一層の向上が図られる。また、節減された経費により、福祉職員の質・量を充実させることが可能となり、福祉サービスのさらなる向上が図られる。	908 (912)	児童福祉施設における調理業務担当者派遣の容認
79	東京都	葛飾区	障害者福祉整備推進特区	東京都葛飾区の全域	葛飾区では、各障害者施設における調理業務を民間事業者へ委託することにより、効率的な施設運営と経済活動の活性化などの推進を図っている。しかし、知的障害児通園施設における調理業務については、これまで法令により施設の職員により行われるものとされており、民間事業者が参入する余地はなかった。そこで、特区制度を導入し健全な競争環境による民間活力を活用することによって、利用児童の特性に合わせて安全で良質な食事を提供するとともに、民間事業活動の参入による地域経済の活性化を図る。	909 (917)	肢体不自由児施設等における調理業務の外部委託の容認
80	福井県	福井県	ふくい福祉サービス充実特区	福井市、敦賀市、大野市、鯖江市及びあわら市並びに福井県足羽郡美山町の全域	本県は女性就業率と共働き世帯比率がともに日本有数の労働意欲の高い地域であるが、障害者福祉サービス施設が少ないため、障害者を持つ家族には介護等の負担が重くのしかかっている。このため、近隣で在宅福祉サービスを十分に受けられない地域において、受益者区分ごとに区分されている各種施設の利用を可能とし、最も近隣の施設において在宅福祉サービスを受けることができるよう在宅介護サービスの充実・拡大を図り、高齢者・障害者福祉の向上に資する。	906	指定介護事業所等における障害児等のデイサービスの容認
81	兵庫県	香住町	香住町障害者福祉サービス特区	兵庫県城崎郡香住町の全域	障害者の主体性、選択性を尊重する支援費制度が平成15年4月からスタートしたことに伴い、障害者のデイサービス事業への期待が高まっている。このことを踏まえ、知的障害者及び障害児による既存の町内の指定通所介護事業所の利用を可能にすることにより、障害者(児)の地域での自立支援と社会参加の促進を図る。	906	指定介護事業所等における障害児等のデイサービスの容認
82	島根県	五箇村	誰もが安心して暮らせる五箇特区	島根県隠岐郡五箇村の全域	離島で過疎地という地域環境や利用者数、需要量の変動及び当村の厳しい財政状況から、障害者のデイサービスセンターを単独で設置することは困難であるが、特区を活用し既に整備されている介護保険の通所介護事業所を利用することで、65歳未満の身体障害者だけでなく、今まで受入が出来ず在宅で家族の援助のもとで生活していた知的障害者(児)の地域生活を支え、誰もが安心して生活していける地域の実現を図る。	906	指定介護事業所等における障害児等のデイサービスの容認

番号	都道府県名	申請主体名(地方公共団体名)	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特 定事業の 番号	規制の特例措置
83	長崎県	長崎市	長崎市知的障害者及び障害児デ ィサービス特区	長崎市の全域	知的障害者及び障害児にとって、ディサービス事業は地域での生活を支援する重要な事業であるが、事業所の数が不足しており、また、利用者は遠距離にある事業所を利用することになるために通所における負担が大きい。当該規制の特例措置により、介護保険法にもとづく指定通所介護事業所等のディサービスの活用を図り、知的障害者及び障害児が近隣の事業所のディサービスの利用が可能となる。また、社会資源として福祉施設の有効な活用を図る。	906	指定介護事業所等における障害児等のディサービスの容認
9 まちづくり関連							
84	秋田県	秋田県	美の国あきた景観特区	横手市及び湯沢市並びに秋田県仙北郡角館町の区域の一部	古い街並みを今に残す角館町の重要伝統的建造物群保存地区、緑豊かな風致地区を背景に良好な住環境を有する住居専用地域を中心とした横手市・湯沢市の伝統的・歴史的特性を活かし、違反広告物の簡易除却を推進するために、簡易除却対象物件の拡大及び除却要件の緩和により良好な広告景観を形成する。	1209	条例違反の屋外広告物除却の迅速化及び対象拡大
85	茨城県	茨城県	いばらき美しい景観づくり特区	水戸市及び龍ヶ崎市の区域の一部	本県では県の権限を市町村に移譲し違反広告物の簡易除却を行っているが、屋外広告物法の要件に当てはまらない違反広告物も多く、まちの美観を阻害している。そこで、日本三公園の一つである偕楽園や千波公園などの名所、史跡を有する観光地である水戸市及び大規模ニュータウンの開発等により急速に都市化が進む龍ヶ崎市において、規制の特例を適用し重点的に違反広告物の除却を実施することにより、違反広告物の減少、景観に対する住民意識の高揚を図り、地域の魅力を向上させるとともに、県全体の良好な景観形成を促進させる。	1209	条例違反の屋外広告物除却の迅速化及び対象拡大
86	福井県	福井県	ふくい美観風致維持特区	福井市、敦賀市、武生市、大野市及び鯖江市の区域の一部	本県は、越前の豊かな山並みと変化に富んだ若狭の海岸線に代表されるように、昔から「越山若水」と呼ばれ、県土全体にわたり豊かな自然に恵まれているが、大量のはり札等の違反広告物が景観を阻害する事例も多く見られている。このため、市町村や住民の取り組みにより簡易に除去できる違反広告物の対象を拡大するとともに、即時に除去できる特例を設けることにより、本県における景観の質の向上を図る。	1209	条例違反の屋外広告物除却の迅速化及び対象拡大
87	静岡県	静岡県	しずおか景観形成促進特区	熱海市及び三島市の区域の一部	近年急増しているプラスチック製や金属製等のはり札及び立看板並びにのぼり旗等、現行の屋外広告物法では簡易除却不可能な違反広告物を、簡易除却の対象とすることにより、熱海市及び三島市における美観・風致の維持増進及び市民が主体となった景観形成の取組みを推進する。こうした取組により、地域における景観保全意識の高揚を図り、県下全域における屋外広告物施策の推進につなげていく。	1209	条例違反の屋外広告物除却の迅速化及び対象拡大
88	和歌山県	和歌山県	和歌山元気まちおこし特区	和歌山市の区域の一部(本町・城北地区)	和歌山市の中心市街地において、大規模小売店舗立地法の手続きを簡素化することにより、大型店の出店を促し、中心市街地の賑わいを回復する	1102	中心市街地における商業の活性化(大規模小売店舗法の特例)